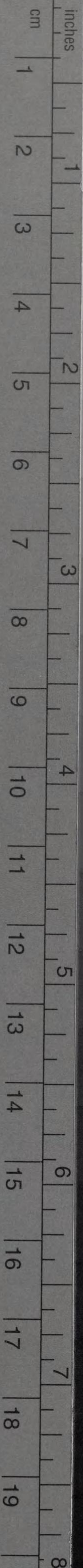


Kodak Gray Scale



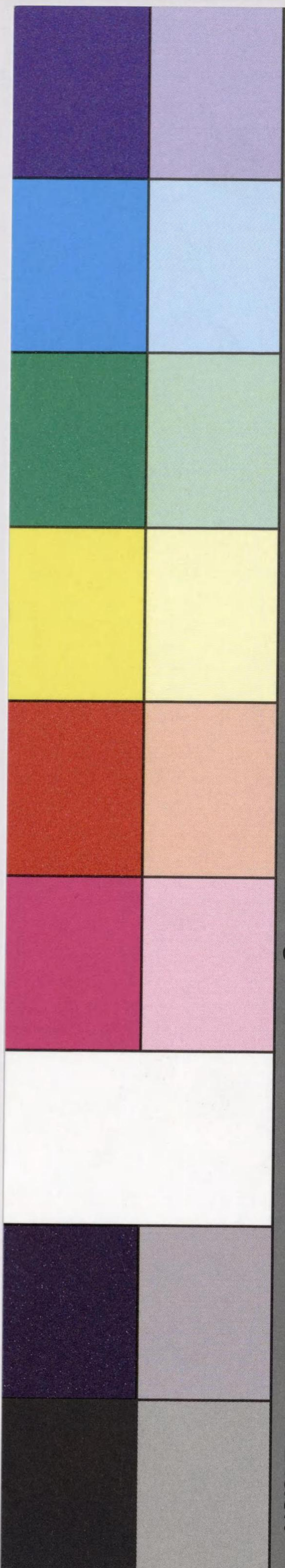
© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

- Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



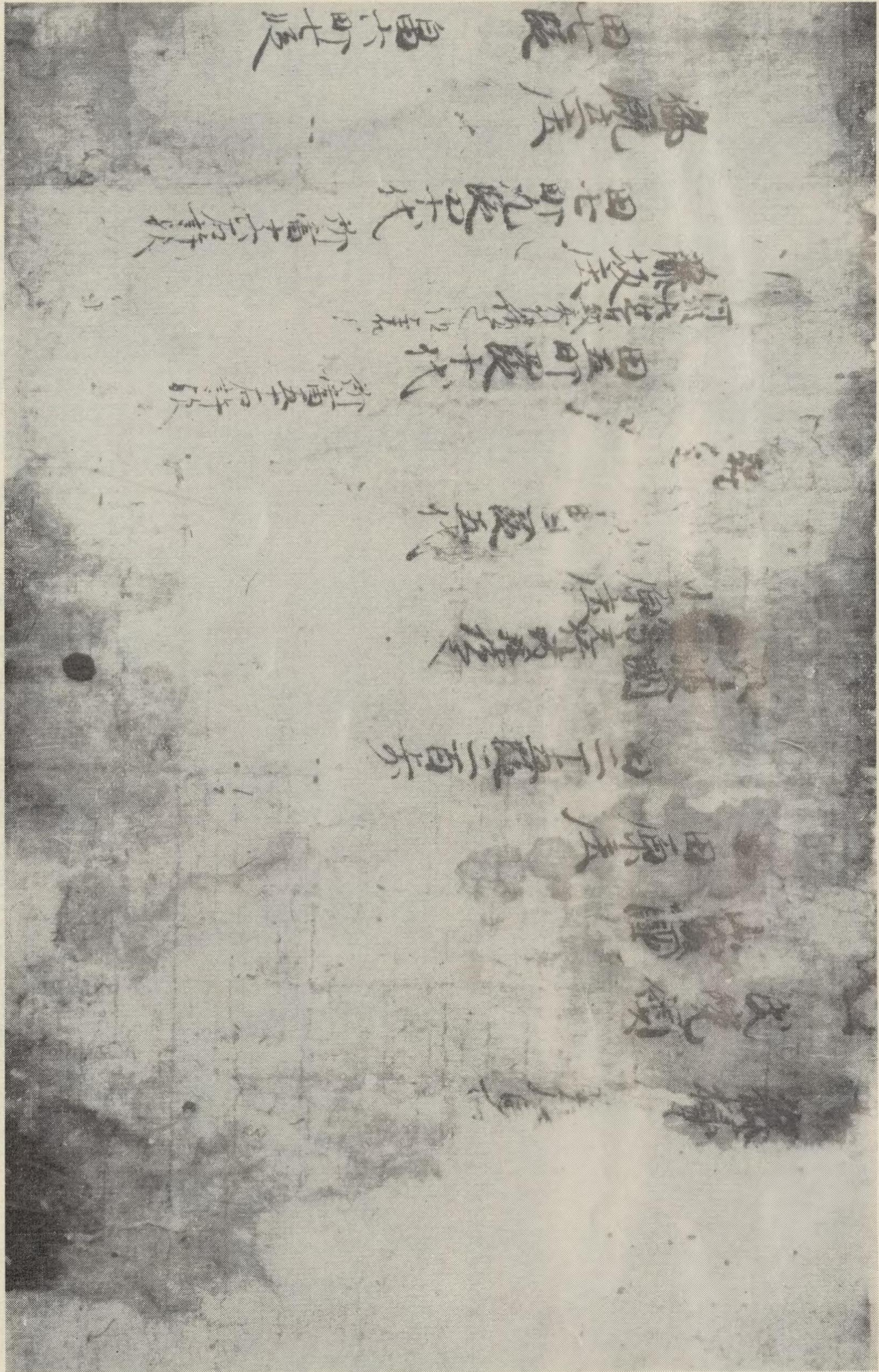
210.4
0756

「御撰録渡庄目六」解題

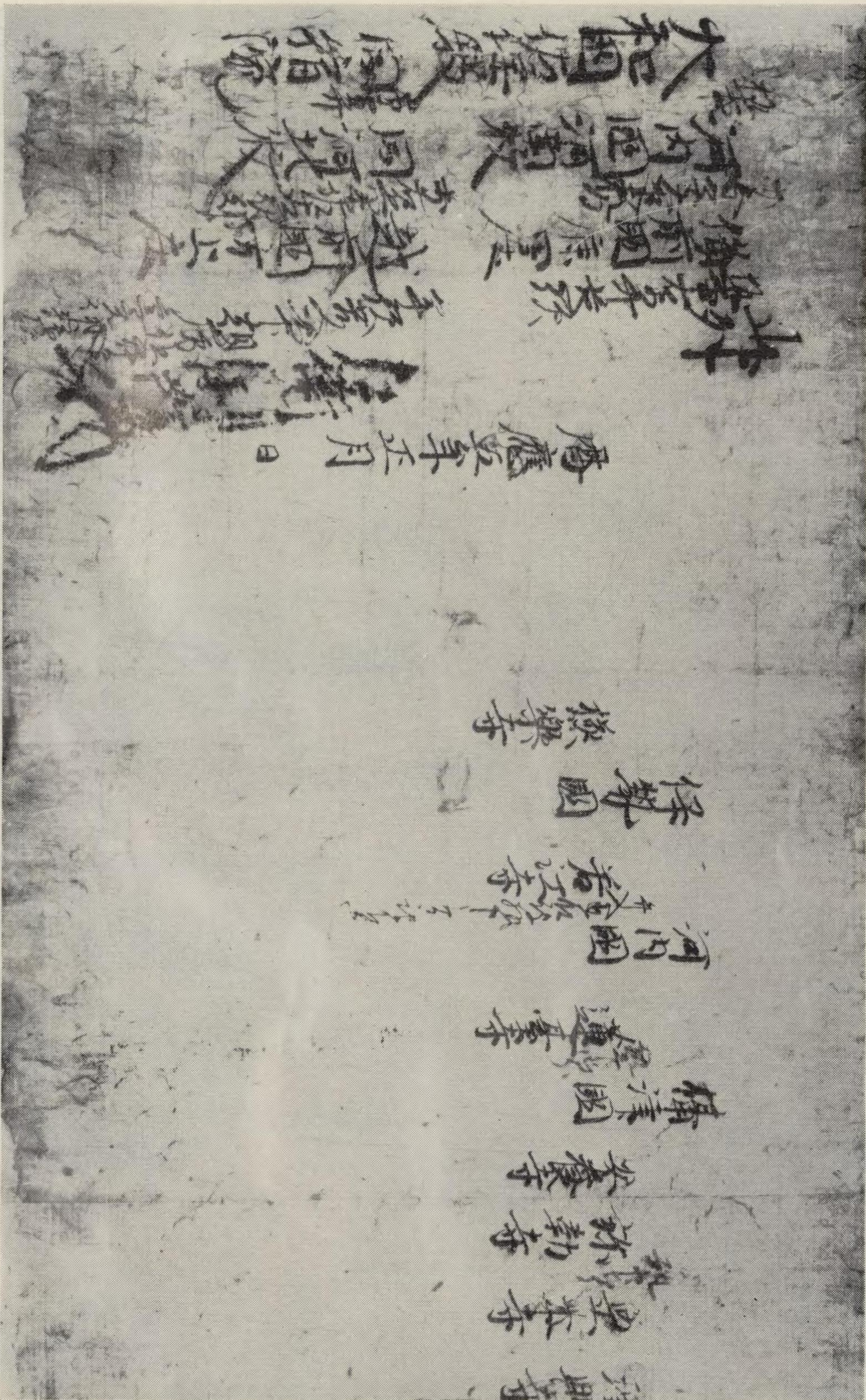
宮内庁書陵部

691952

210.4



曆心 5 年渡庄目録卷頭



曆応五年渡庄目録卷末

「御撰録渡庄目六」解題

(一) 書誌

本巻は、当部蔵旧九条家本中より見出されたもので、「九条家所領雑々」と題された一括の内にあり、旧目録第四〇〇番、第十三箱中に納められていたものである。今回コロタイプ複製したものは、二巻一括して収蔵されていたものの内、鎌倉後期作成と思われる一卷である。他の一卷は、奥書によつて、曆応五年十二月に作成されたことがわかる。よつて以後これを「曆応目録」と称することにする。

本巻は巻頭に「御撰録渡庄目六」と内題されており、表紙はない。卷子本一卷、本文紙数二三枚、紙質は楮紙、一紙の大きさは、おおむね縦二七・二糎、横四〇・五―四一・五糎ほどである。

両巻とも、記載された庄園・寺院名等は全く同じであり、その右肩上に記載された添書(肩付)が異なるに過ぎない。コロタイプ複製本の上部に活字翻刻したものが、曆応目録の肩付である。肩付の内容は、おおむね人名で、当該庄園の預所職補任者、或は奉行人と考えられるから、鎌倉後期と曆応五年との状況およびその異動が、対称的に理解し得る便宜さのため、あえてこのような形にしたことをこわつておく。

渡庄の目録と肩付とは別筆と思われるが、後述のような本目録の性格より、記された時点は、日数の前後はあろうが、大体同時期のものと考えてよからう。

本巻の巻末一葉は欠落しているが、この部分は、それ以前がそうであるように、暦応目録と全く同じであつたと思われるので、便宜その該当部分をコロタイプ巻末に活字翻刻し、その写真図版を、本解題巻頭に掲載した。

(二) 本巻作成期とその周辺

本巻は、すでに触れたように、巻末の一葉を欠くので、作成された時日を厳密に確定することは困難である。

(1) 渡庄目録本文(肩付を除外した)そのものは、後述のごとく、本巻のような内容で、本巻より以前に成立していたものと思われるから「書写」と云うべきかも知れない。しかし肩付部分は、常に変動を伴うという渡庄目録の内在的性格からして、本巻そのものは、その時点に新たに作られたと解釈し得ると考え「作成」を用いた。

しかしながら、肩付人名は、本巻成立時と大体同時期の人々であろうから、これを手懸りとして、⁽²⁾ 振幅をもたせた期間を推定することは可能である。

(2) このことについては、加言不用かも知れないが、暦応目録の肩付の人名は、すべて当時現存の人なのである。

この操作の結果、⁽¹⁾ 嘉元元年四月廿六日(一三〇五) 同三年三月八日、⁽²⁾ 徳治元年十二月廿九日(一三〇八) 同三年正月五日の二通りの範囲が推定可能になる。⁽³⁾

(3) 肩付人名の官職該当期間より、その公約数的範囲を出したものである。使用した主な人名は、六条前中納言有房、三条宰相、前藤中納言日野俊光、高倉宰相、相経守等である。なお註(4)参照

ここで本巻の作成される条件を考えてみよう。内題に「御撰録渡庄目六」とあるが、これを文字通り読めば、撰政の交替に伴つて引継がれてゆく庄園の目録というほどの意であろう。渡庄目録自体の成立期とその意味については、後に詳述するが、本巻は、少なくとも撰政(関白)の移動に伴い作成されたことは疑い得ない事実であろう。暦応目録の存在は、このことを明瞭に物語る意味でも貴重である。即ちこの巻末に、暦応五年正月八日と日付されているが、この正月廿六日に一条経通は関白氏長者を辞し、翌廿七日には詔勅が下り左大臣九条道教がこれに補されているのである。即ち暦応目録は、一条経通より九条道教に伝えられた渡庄目録の正本と考えてよいと思う。

右のような視角から本巻を眺めてみよう。さきに我々は、本巻の作成期を⁽¹⁾ 嘉元元年四月廿六日(一三〇五) 同三年三月八日、又は⁽²⁾ 徳治元年十二月廿九日(一三〇八) 同三年正月五日間と推定した。これに該当する撰録の移動をみると、嘉元三年四月十二日における二条兼基より九条師教への関白(氏長者)の移動と、徳治三(延慶元)年十一月十日の九条師教より鷹司冬平への撰政(氏長者)の移動がある。ここで肩付の性格を考えてみよう。渡庄目録と肩付が別筆であることはすでに述べたことであるが、この事実は、本巻成立事情に関して一つの有力な示唆を与えるのである。我々は後に、平安期における「庄々(牧)渡文」の伝授形態について検討するが、その渡文には庄

(牧)名のみが記され、その預所或は奉行人は、(伝授された側で決定されることを知るのである。本巻作成期において、この事実は、極めて自明なこととして受けとれよう。即ち渡庄の目録のみが伝授され、受けとつた側で預所・奉行人等を決定し、それを記入したのが本巻の肩付であると考えてよいと思われる。ここまで認め得れば、肩付の人々が、どのような政治勢力に属するかを検討することによつて、肩付の記入主体を判定し得るし、ひいては本巻作成の時期をより厳密に推定し得ることにもなると考える。こうした視角に立つて肩付名をみてみよう。「前藤中納言」(日野俊光)、「二条大納言入道」(二条教良)は、この当時明らかに九条家領の預所職に補されており、御隨身「延峯」、「久重」、「利方」、「重武」等は、九条家の御隨身である。他にも例えば、高倉宰相経世、九条三位隆教等、直ちに九条家グループと認定し得るものが存在するし、調べたらなお幾多を数えるであろう。即ち我々は、本巻の肩付は九条家によつてなされたと判断し得るのである。従つて又、本巻渡庄目録は、嘉元三年四月十二日の二条兼基より九条師教への関白(氏長者)移動に伴い伝授されたものであると結論しても良いと思う。肩付の記載期間は、九条師教の任期間(嘉元三年四月十二日)徳治三年十一月十日)という前提の上に、前の推定範囲の²徳治元年十二月廿九日)同三年正月五日間となるであろう。⁴

(4) 史料に忠実に従えば右の通りなのであるが、上限は九条師教の関白(氏長者)補任期近く、とする方が現実的のように思われる。嘉元三年三月八日)徳治元年十二月廿九日間の一年九ヶ月余のブランクは、肩付に「高倉宰相経守卿」とある経守が、喪に服して散官になつた期間であり、「六条前中納言有房卿」とある有房が、ほど還任中納言になつた期間である。こ

これを捨象すれば、嘉元三年三月八日)徳治三年正月五日間と一本化し得ることを提示しておきたい。

(三) 渡庄目録本文の成立とその周辺

すでに述べたとおり、本巻、厩戸目録共に渡庄目録そのものには全く異動がない。この事実は、本巻作成にさかのぼつた或る時期に渡庄目録が成立し、その後はほとんど変化することなく伝領されてきたであろうことを予想させるのである。その期はいつか。

ここで少し目録の内容を概括しておこう。氏院領三四カ所、法成寺領二六カ所、同末寺一九、東北院領三四カ所、平等院領一九カ所、同末寺一⁵が、その全容である。厩戸目録には、日付、署名の後に、「此外」⁵として、備前国鹿田庄、越前国方上庄、河内国河南牧、同河北牧、大和国佐保殿、同宿院の六カ所が記されている(図版参照)。本巻にも記されていたことは十分に推量されるのであるが、今はこの六カ所は、渡庄としては特殊な性格をもつものであること、および平安期以来、氏長者の象徴的渡庄として伝領されてきたことの指摘にとどめておく(後に詳述)。

(5) 本巻は既述のとおり巻末一葉を欠くので平等院末寺は五ヶ所しか記載されていない。しかし厩戸目録によつて山城国岡本寺以下六ヶ所を補うことが出来るのである。

氏院とは、弘仁十四年、北家藤原氏隆盛の基礎を築いた藤原冬嗣の創建にかかる勸学院のことであり、法成寺

は寛仁二年道長、東北院は道長の女一条天皇中宮上東門院彰子、平等院は永承七年頼通の、それぞれ創建になる藤氏全貴族層の象徴的遺産である。これら寺院の維持隆盛は、藤氏へ課せられた宿命的重大事であつたろう。それ故にこそ、北家藤原氏の嫡流が、近衛家以下の五摂家に分流しても、これら寺院と、その所領の統轄権は単独の家に帰属することなく、時の撰関氏長者に代々相伝されていつたものと思われる。

さうした内容をもつ本巻が、「氏長者渡庄目録」とではなく、「御撰録渡庄目六」と呼ばれていることに注意しなければならない。氏院領以下の渡庄は、本来的には、正に藤氏長者に伝領されるべきものである。しかし現実には、撰関即氏長者という事実が通念化されていたので、「御撰録渡庄目六」という名称も、何ら不自然ではなかつたのであろう。

(6) ことさらに断るまでもないが、以下にいくつかの事例を挙げておこう。

〔百練抄十〕 文治二年三月十二日庚寅、以右大臣可為撰政氏長者之由被仰下

〔同 十二〕 承久三年七月八日(中略)左大臣止撰政、前関白可為撰政氏長者之由被下詔書

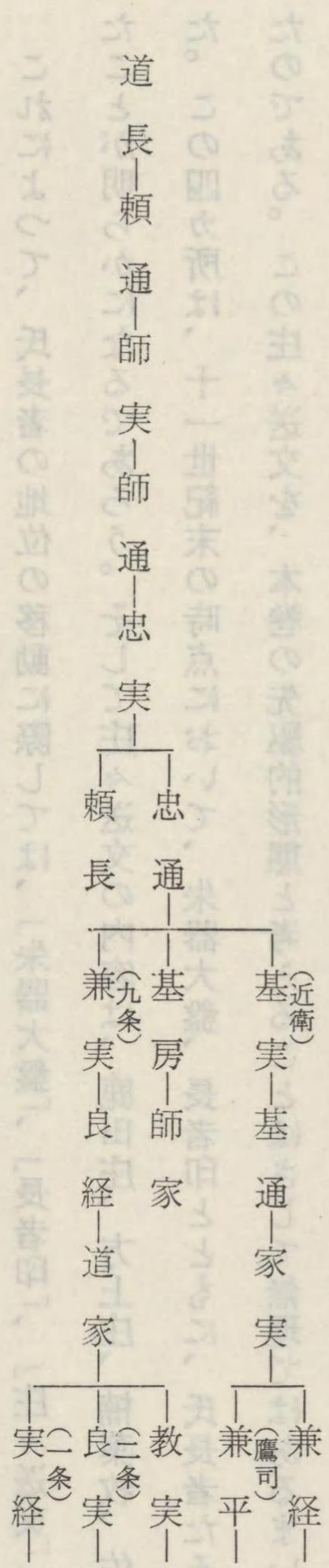
〔同 十三〕 安貞二年十二月廿四日、前撰政被下関白詔、即为氏長者

我々はさきに、渡庄目録の伝授は、撰政関白の移動に際して行なわれるものと考えて論を進めてきたが、厳密に云えば藤氏長者の移動に際して、と訂正されなければならない。しかしながら、右にみたとおり、撰関と氏長者の交替が即時的に行なわれるこの期の現実より、記述の上での大きなさしざわりはなかつたものと思う。

藤氏全貴族の統帥者としての氏長者と、事実上国家官僚機構の頂点に位置する撰関とは、元来その本質を異にするものではあつたが、北家藤原氏の政治的地位故に極めて密着したものととなり、氏長者たる仁、即大位Ⅱ撰関に登る人となつたのであつた。

ここで氏長者の交替がどのように行なわれたかを、平安期にさかのぼつてみていこう。

〔氏長者略系図〕



嘉保元年三月九日、関白藤原師実は上表して職を辞した。同日嫡男師通が関白の詔を受け、翌々十一日氏長者となつた。中御門宗忠は、この間の事を次のように記している。

十一日…次参関白殿、依朱器大盤渡也、……

朱器大盤物数等

赤小唐櫃一合入券、小櫃一合印鑑、少白長櫃一合納草、入朱器例長櫃四以上昇衣、朱大盤廿七此中八尺長二、四方六、小有大盤十九日例夫等持也

俊朝臣、下家司貞則冠衣冠此西三人冠者相具也、藤氏長者印也、……

裏書
朱器大盤渡儀

当日先召覽唐櫃二合、開封新成文書三通相加之一通庄々送文、有俊・知綱等依仰加署、二通朱器等目六如旧檢納之不付、以有俊為御使被獻、……

行家朝臣、成庄々送文之請文、付有俊進覽殿下、入夜事了、各退出

十已上有俊朝臣私記也

後聞、所被送奉之庄四所鹿田、方上、楠葉、佐保殿

行家朝臣先指文夾、覽文ハ今日之送文也、又於御前自唐櫃取出天覽、文ハ往昔送文者（中右記）

これによつて、氏長者の地位の移動に際しては、「朱器大盤」、「長者印」、「庄々送文」の伝授が行なわれていたことが明らかになるであろう。そして庄々送文の内容は、鹿田庄、方上庄、楠葉牧、佐保殿の四カ所であった。この四カ所は、十一世紀末の時点において、朱器大盤、長者印とともに、氏長者たる地位の象徴の一つだったのである。この庄々送文を、本巻の先駆的形態と考えることはさして無理ではあるまい。

ここで前にも触れてはおいたが、曆応目錄の巻末「此外」以下の六カ所を想起してみよう。この六カ所は、曆応目錄において特殊な存在であつた。単にそれは、記載様式の差異にのみとどまるものではない。これ以外が、すべて勸学院以下の院領、寺領であるのに対し、これにはそうした本所（本家）の記載はなく、ただ預所、又は奉行人が肩付されているにすぎなかつた。この事實は、右の六カ所が、撰録直属の諸庄であつたことを示している。これが嘉保元年の庄々送文に記された四カ所のそのままの継承であることは、一瞥するだけで十分なので

(7) がある。

(7) その関係を左に表示しておく

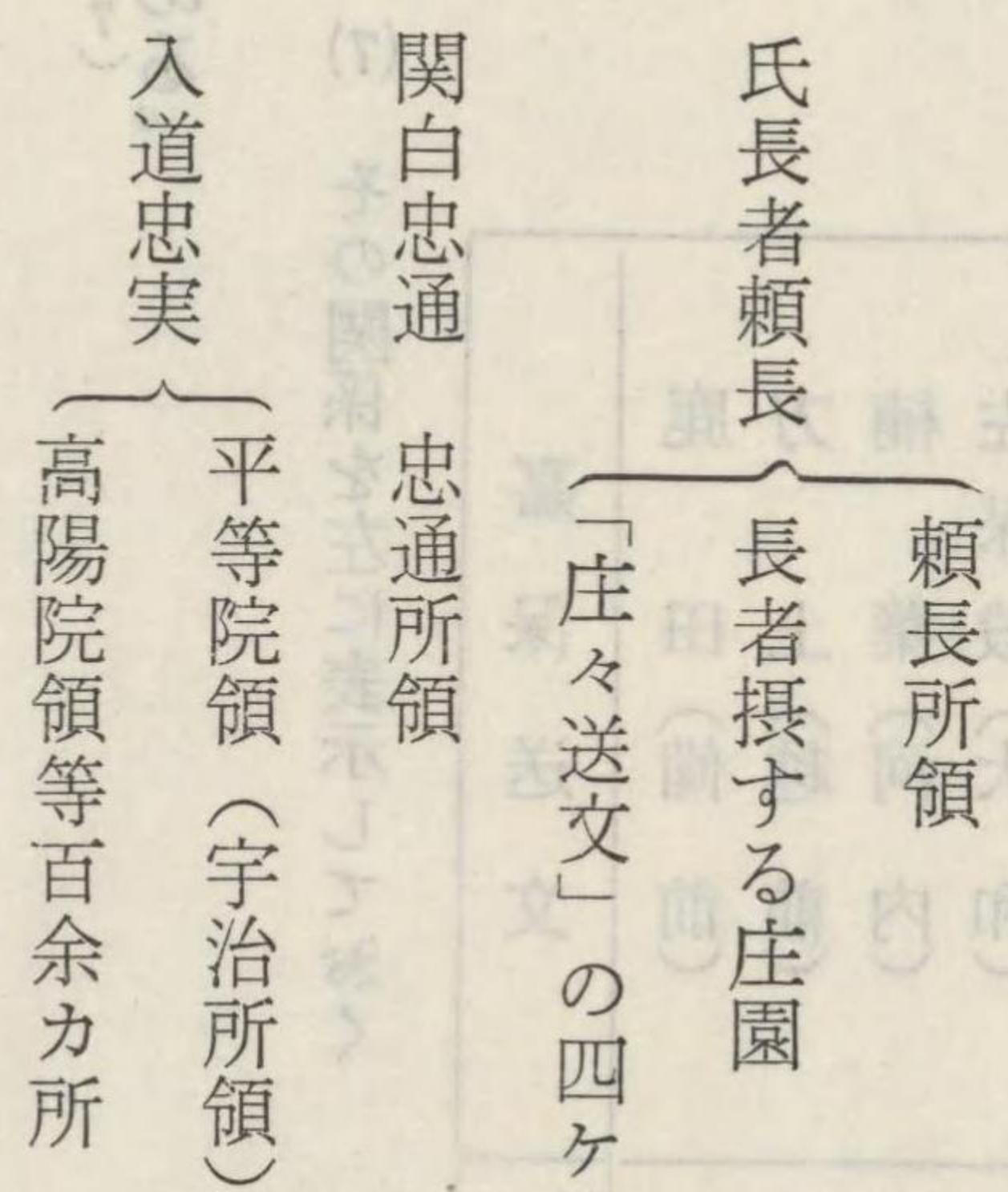
嘉保送文	曆応目錄
鹿田(備前)	備前国鹿田庄
方上(越前)	越前国方上庄
楠葉(河内)	河内国河南牧・同河北牧
佐保殿(大和)	大和国佐保殿・同宿院

楠葉牧と、河南・河北牧とは、恐らく同一地域のことであろう。河内国の北端、山城・摂津の両国に隣接する楠葉は、淀川の河畔に接した交通の要所でもあり、平安期以来摂関家の牧が設定されていた。これが南北朝期には淀川をはさんで河北・河南牧と呼ばれるようになったものであろう。佐保殿宿院は、佐保殿の附属として、平安期にも渡庄として現われている。ここに至れば、渡庄の構成要素である氏院領以下の諸庄・末寺が、いついかにして附加されたのが問題になつてこよう。ここに焦点を合わせて、時代を下りながらも少し検討してみよう。

(8) 久安六年九月、時に左大臣であつた頼長は、撰政忠通にかわつて氏長者になり、保元の乱に破れるまでその地位にとどま

つたが、当時、撰関にあらざるものゝ氏長者になつた唯一の例外であつた。この時にも、佐保殿、方上庄、鹿田庄、楠葉牧の四カ所が、新氏長者忠通に伝えられ、その奉行人なども定めら

れている（兵範記保元元年七月十九日条）。前述の師通の時と何ら変りなかつたのである。かえつて、本巻のよ
うな内容を持つ渡庄目録は存在しなかつたであろうことを示すような史実に遭遇する。兵範記保元元年七月十八日
条は、保元の乱の元凶である頼長の田宅資財の没官を記した後に「然者宇治所領及平等院等事、永停止入道相国
沙汰、一事已上殿下可令知行給（下略）…」とある。この史料は、平等院の知行権が、この時点まで、入道相国
忠実のもとにあつたことをはつきり物語るものと云える。忠実が、すでに撰関でも、氏長者でもなかつたことは
云うまでもない。即ち本巻の一構成要素である平等院（領）は、保元時点においても、氏長者に伝授されるべき
ものとなつていながつたことが、ここにはつきりするのである。とりもなおさず、本巻のような渡庄目録の存在
が否定されたことになると思う。ここで、保元頃の撰関家領が、どのような構成をとつていたものかについて、
一言触れておこう。当時撰関家領は、次のような所轄下にあつたものと思われる。



保元の乱前、氏長者頼長の所轄下にあつた庄園が、左大臣頼長所領（没官される）と、長者撰する所の庄園に分
かれていたことは、長者渡領が実体としては分離しつつあつたことを示すものであろう。この中には、恐らく、
勸学院領、法成寺領等の院領寺領も包含されていたものと思われるのである。ただ前にも述べたとおり、平等院
領（宇治所領）が、入道忠実の知行下にあつたように、本巻にみるような固定化は、まだなされていながつたわ
けである。保元の乱の結果、これらすべてを含む総体としての撰関家領は、関白氏長者忠通の所轄下に入った。
忠通の後、嫡男基実が近衛家の祖となり、保元三年八月十一日、関白氏長者になつた。この時「庄牧渡文」が
伝授されたが、その内容がはつきりするので次にあげておこう。

地子所
奉渡
佐保殿 在大和国
鹿田庄 在備前国
方上庄 在越前国
楠葉牧 在河内国
右奉渡如件
保元三年八月十一日

正四位下行式部大輔兼石見守藤原朝臣永範

正五位下皇太后宮権大進藤原朝臣光盛（兵範記保元三年八月十一日）

右の「庄牧渡文」は、同記の中に「庄牧古渡文」とも表現されており、これまで我々がみてきた「庄々送文」は、こうした形式のものだったことが判明する。文末署名の藤原朝臣永範、同光盛は、前関白氏長者忠通の家司であつて、四位、五位の家司二人による連署が、この当時の慣例であつた。右の四カ庄以外の撰関家領も基実に附されたことは云うまでもなからう。

以上主として平安期についてみてきたのであるが、そこに個人の所領と区別される長者渡庄が、実質として形成されつつも、なお本巻のような形をとつて成立することはなかつたこと、および渡庄目録の先駆的形態としての庄々（牧）渡文が伝授されており、その内容は曆応目録の「此外」以下にそのまま当てはまることなどの事実が指摘し得たと思う。本巻成立の条件は、撰関家の分流と、それぞれの家領の成立とに、極めて深い内的関連があると思われるのである。

そこで次に、鎌倉期に時点を下げて同じような視角からみていこう。

文治二年三月十二日、源頼朝の政治的支援を受けた九条兼実は、近衛基通にかわつて撰政氏長者になつた。この時撰録家領について大きな紛争が起つた。吾妻鏡はこの間の事を次のように記している。

四月廿日丁卯、撰録御家領等事、二品令申京都給、其趣、前撰政殿、称白河殿領、除氏寺社領等外者、皆御

（頼朝）

（近衛基通）

（平盛子）

押領云々、尤以不便次第候、撰政家争無御家領候哉、平家在世之時号中撰政殿後室、白河殿悉所領掌候也、

（近衛基実）

松殿纒氏寺領計知行給、其時事極無道邪政候哉、代々家領新撰政家可令領掌給候、只知足院殿御附属高陽院

（忠実）

之御庄五十余所云々、以其前撰政家可有御領掌候歟、…」（傍点解説者註）

即ち前撰政基通は、撰政氏長者交替後も、代々伝領されてきた撰関家領の内、氏寺社領以外は、兼実に移譲しなかつたのである。頼朝は、右にみるとおりその不当さを強く訴え、代々の撰関家領を分割し、高陽院領、知足院領、冷泉宮領、堀川中宮領等を前撰政基通に、京極殿領を中心とした残る所領を兼実に移譲するよう院奏した。しかし後白河院は、基通を支持してこれに反対し、「忽被分取家領之条、為前撰政尤以不便、入道関白之時も、氏長者之外事、不付撰録歟、当時撰政、皇嘉門院御領等有知行、不可似入道之時也」（吾妻鏡文治二年五月十八日条）と主張して、賛意を表さなかつたのである。結局、伝統的な撰関家領は、「氏寺社領」を除きほとんど近衛家領として継承されていったことを、建長五年作成の「近衛家所領目録」の中に認めることができる。

(9) 建長五年に注出された「近衛家所領目録」と通称される文書の原本は現存しないが、享徳三年九月十四日の書写になるものが、陽明文庫に襲蔵されており、建長時点での近衛家領の全貌を知ることが出来る。文治段階で紛争の的となつた撰関家領Ⅱ高陽院領、冷泉宮領、京極殿領、知足院殿領等庄園が、すべてそこにみられるのである。撰関家領に関する後白河法皇・基通対頼朝・兼実の争いは、前者の勝利に帰したことが推察されるのである。なお九条家領は、皇嘉門院領を継承したものである。

この事件を、本巻渡庄目録そのものの成立という視角よりみた場合、次の二つのことに特に注目したいと思

まず第一に、新撰政氏長者九条兼実^(一)に撰関家領の移譲を拒否した近衛基通も、何らの抵抗なく、氏寺社領と表現されるものを渡していることである。この内容は何なのか。これをはつきり示すのは、文治二年より二十年前、松殿基房が近衛基実にかわつて撰政氏長者になつた時である。前引吾妻鏡の記文中に「松殿纒氏寺領計知行給」とある「氏寺領」の実体は、愚管抄によれば、興福寺、法成寺、平等院、勸学院等領、および鹿田、方上などの庄園であつた。基通より兼実^(二)に伝授された「氏寺社領」も、恐らく右のようなものであつたらう。興福寺領と東北院領を入れかえれば、正に渡庄目録の内容そのままになるであらう。即ち撰録渡庄の実質的内容は、この平安末鎌倉初頭に形成されつゝあつたことが指摘できるのである。

第二には、右のことと表裏のことであるが、旧撰関家領の近衛家領化の傾向である。松殿基房に移譲されなかつた氏寺社領を除く撰関家領は、近衛基実の後室平盛子（白河殿）の領するところとなつたのであるが、これらはそのまま基実の嫡男基通に伝領されていつたのであつて、この過程に、家領化が意識されていつたとしても何ら不思議ではなからう。文治の争論も、撰関家領に対する考え方の差違、即ち基通の家領としての意識、兼実（頼朝）の撰関家領としての意識の差異にも、その一因を求めることができると思う。

右にみたとおり、文治頃までには長者渡領が、氏院寺領および象徴としての四カ庄に定まりつゝあつたとは云え、それが本巻渡庄目録のように、はつきりと定形化し、氏長者の交替に際して、かつての庄々送文のように伝

授されていくまでにはいたらないことが確認されたと思う。文治の争論が起つたこと自体、その何よりの証左である。撰関氏長者の交替に際し院領、寺領、四カ庄のみの伝授が、不当なることと認識された段階から、当然のことへ移行する過程が、とりもなおさず渡庄目録自体の成立過程であると思う。

これからの操作は、鎌倉初頭から嘉元年間に至る百廿余年の間、渡庄目録が、いつ本巻のような形で成立したかを見極めることである。結論的に云えば、この期を確定することは現在のところ困難なのである。しかしながら全く手懸りが無いというのでもない。以下いくつかの事例をあげ、共に考える素材を提示しておこう。

〔I〕^(一) 建永元年三月十日 九条良経↓近衛家実〔撰関詔宣下類聚〕

〔VI〕「庄目六」一通が、九条家々司長正、敦倫連署のもとに、近衛家に相伝された。同時に渡された券櫃の中には、楠葉、鹿田等の庄券が入つていた。これにより、庄目録と庄券とは別のものであることがはつきりするが、この庄目録が、保元三年にみたような、佐保殿等四カ庄の目録なのか、それとも本巻のごときものであつたかは不明である。

〔II〕^(二) 仁治三年三月廿五日 近衛兼経↓二条良実〔平戸記〕

同記同年四月十九日条に「：渡領等支配事、種々被仰之旨、然而事不可黙止、早可分給之由執申之、人々之恨尤有其理之故也」とある。渡領の新たな預所職或は奉行人としての分給が急がれていること、これらに補されることを希求している新撰政治家二条家周辺の人々の声が伝わってくるようであるが、この渡領の内容が問題で

ある。佐保殿以下の四カ所のみとは思われない。その一つ鹿田庄は、すでに二条中納言高俊息に定まつており、他もほぼ慣習的に、年預、家司等が補されることになっていたので、それほど問題にはならないと思われる。旧撰関家領の近衛家による家領化、又元久元年九条兼実讓状にみるとおり九条家領も固まりつつある段階においては、勿論平安期のような撰関家領総体ではあり得ない。とすれば、この渡領の内容を、本巻にみる撰録渡庄と考えるのは、最も自然な帰着であろう。

〔Ⅱ〕(二四六) 寛元四年正月廿八日 二条良実↓一条実経〔葉黄記〕

この時も「目六」が注されており、〔Ⅰ〕の場合と同じく、楠葉牧、方上・鹿田庄等の庄券とは別のものであった。

〔Ⅳ〕(二四七) 寛元五年正月廿六日 一条実経↓近衛兼経〔葉黄記〕

「渡目六」が、一条実経家司前備前守定氏の署名のもとに作成された。この場合も内容は不明である。ただ一つ、先に保元三年庄牧渡文にみたように、文末には家司二人による連署が先例となっていたが、この時には

「只定氏一人可足之由下知了」とあつて、家司一人の署名になつた。曆応目錄の署名も、「左衛門尉安部（花

押）」と一人であつた。文書形式から云えば、正に曆応様式の先駆と云えそうである。

以上いくつかの事例をあげてみたのであるが、この十三世紀前半を、本巻のような内容をもつ渡庄目錄成立の

最終的な画期とすることは大体認められたと思う。

十二世紀末から十三世紀初頭にかけては、長者渡庄が、事実上本巻のような内容に固まりつつあつたが、なお

最終的な画期とすることは大体認められたと思う。

それは、正当な形態とは認識されるに至らなかつた。しかし現実に撰関氏長者の交替に際し、こうした形で伝授が行なわれることによつて、徐々にその不当感はうすれ、慣例化してくるのは自然である。仁治―寛元―建長の全十五年間は、近衛、九条の二撰家から、鷹司、二条、一条家が分流し、所謂五撰家の出そろつた期であつた。この過程は、そのまま各撰関家の家領の確立される過程でもあつた。本来的に各撰関家に属し得ない勸学院以下の院領、寺領等が、今度はより積極的に、時の撰関氏長者の所轄下におかれることが望まれたであろう。「御撰録渡庄目六」成立の内外の条件は、すべて準備されたのである。

四 鎌倉期の「撰関家領」について

これまでに我々は、コロタイプ複製本、渡庄目錄そのものの成立等について述べてきた。撰録渡庄が、各撰関家領の成立と、深い関連性をもちつつ成立してきたことが承されたものと思う。

本巻の存在によつて、鎌倉期撰関家領の総合的解明に、又一つの光明が与えられたものと考えている。

すでに我々は、(一)近衛家所領目錄、(二)光明峯寺殿惣処分状によつて、鎌倉期建長年間における近衛・九条両撰関家領の大綱を知り得ている。更に(三)称念院殿鷹司兼平讓状(当部蔵一卷 鷹・六六一)によつて、鷹司家領成立期当初の全貌を知ることができるのである。¹⁰⁾

(10) (一)は、註(8)にも述べたとおり陽明文庫に蔵されており、竹内理三氏の全文紹介、および詳細な考察がある。(日本歴史

145 (149) (二)は大日本古文書「東福寺文書之一」に所収されており、同じく竹内氏によつて考察が加えられている。(日本歴史152) (三)はまだ活字翻刻もなく、あまり知られていないので、便宜左に全文をかゝげておく。

〔外題〕
〔称念院殿真跡〕

〔称念院殿〕

先公御讓状也、正本在前博陸、書写賜之、前殿御筆也

永仁五年八月十六日 左大臣(花押)

一家領事

今泉庄、椋橋庄、網代庄内御名、大観寺領乙生遺領

小代庄 宇多院、弘見庄、青嶋庄已上四箇所
長講堂領

饗庭庄寂勝
寺領

已上前関白可被子孫相伝庄々子細見
建治注文

高岡庄 笏賀庄 揖深庄 上有智庄

細河庄已上三箇所、金蓮華院領、此内於
細川庄者、有限之寺用外被寄梅尾

東三条勅旨田御影堂領

赤馬庄鷹司院御仏事料所

衣比須島領家預所職、示付故本願寺居上
本願寺之所也

酒井庄子細同、衣比須島 且此所寄置
本願寺仏事料所

已上左府可被子孫相伝庄々子細
見建治注文、鷹司院御遺跡可被仰付故小女之由、女院被仰、且御書有之、為便宜之間、示付左府、且

御遺跡之輩、此趣令存知歟、此内或有牢籠所、或有不進退之所、仍家領ニテ所加之、此外大宮榎堂仏神事打小田泉田、石原
角別符

有之名、一兩果所也、又山科并禅林寺小田為故三品追善料所、寄附聖衆來迎院各可有尋沙汰也

一、家地事

大宮北屋 登字く

已上前関白可被管領

猪隈加金蓮
華院 安養院

已上左府可管領、此外登字く、菊所今号
依所可為左府分、於故尼上相伝所者、不及書入之熟田別名等、本願寺大宮南榎堂
石倉鳴滝等也

右家領并家地事、可付家務之由雖記載建治注文、猶前関白、左府等相分被致沙汰之条、可為無煩之儀歟、仍重如此注之、

於鷹司者、不可付一方、文庫有之、家務仁雖令管領、相互同宿不可違當時者也、委旨見建治注文

正応六年四月 日

(鷹司兼平)
沙弥御判

(奥書)
「此一巻、本者是ニ候、書写進候

永仁二年四月十六日 (花押)

鷹司兼平は、当家の祖であり、右にあげたものは、正応六年、第二度の讓状である。これ以前建治年間にも、同じく兼平によつて、右の正応讓状よりも詳細なものが作成されていた事実が、「建治注文」の引用によつて知られるのである。鷹司家の独立に伴つて、家領の成立して行く状態がはつきりと読みとれるのである。

一条家領は、道家の讓状中、「前摂政分」と記されたものを出発点とするからすでに明らかであり、二一条家領を除く摂関家領のほぼ全貌を知り得るのであるが、本書の出現によつて、こうした摂関家領の他に、代々摂関氏

長者に伝領されて行く、渡庄の実体も判明したのである。

なお本巻渡庄目録については、渡庄伝領の実質、即ち撰関氏長者と渡庄との具体的な関係、又これとの関連において撰関権門の政治集団の構造、家司組織、或は又収取内容などの地域性を考慮したうえでの分析等々のことはいわずもがな、渡庄目録成立とその周辺の問題等についても、当時の政治情勢との関連において、より一層の深い考察が必要と思われるが、本解題では右にとどめておく。

(五) 室町期の殿下渡領

室町幕府追加法九七条に、次のごとくある。

一、寺社本所領事 応安元六十七 布施弾正
大夫入道昌椿奉行之

禁裏 仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領等、異于他之間、曾不可有半済之儀、固可停止武士之妨、

其外諸国本所領、暫相半分、沙汰付下地於雜掌、可令全向後知行（中略）

一、次自先公御時、本所一円知行地事、今更称半済之法、不可改動、若令違犯者、可有其咎焉（下略）

（佐藤進一編『中世法制史料集第二卷
池内義資』）

右は、室町幕府の庄園政策の基調を最も鮮明に示す法令である。庄園領主にとつて、重大な脅威となつた半済令の適用範囲についてのものであるが、禁裏仙洞御料所、寺社本所一円領とともに、殿下渡領が、一般本所領と

区別され、半済除外地として幕府の特殊な政治的保護を受けていることが知られるのである。ここにいう殿下渡領の実体は何なのか。一つには、渡庄目録に現われる渡庄そのものを示すと考えられるし、又もつと漠然とした撰関家領総体を指すとも考えられる。しかし撰関家領は、本所（撰関家）一円知行地を除いては、やはり半済対象となる一般本所領の範疇に入るものであろうし、史実としても指摘し得るのであつて、やはり前者のように、これまで考察してきた撰録渡庄そのものと考えた方が妥当のように思われる。

室町幕府下にあつて特徴的に見出される類別的対庄園政策Ⅱ圧倒的縮小化保護政策の一翼を占める殿下渡領の実体が判明するのも、本巻の価値を一層高めるものと考えている。

